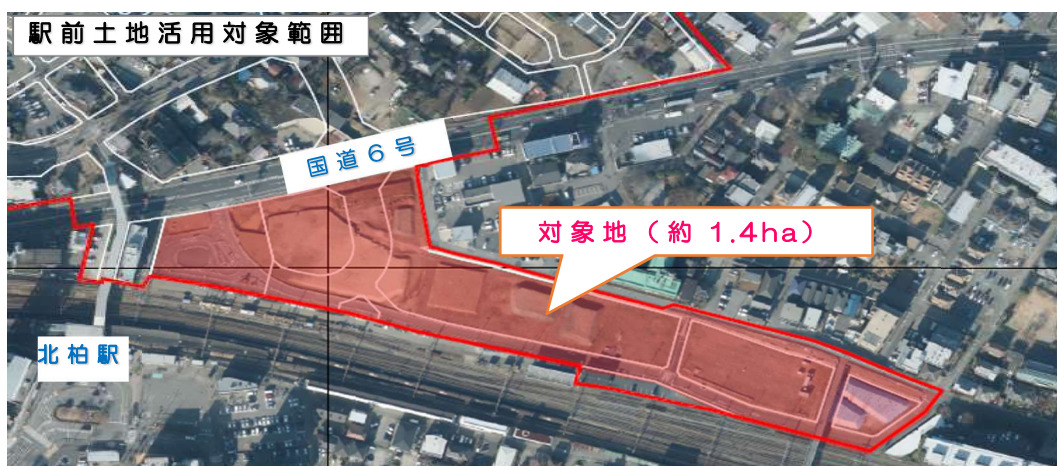


令和3年度に駅前土地活用の事業者を募集する予定です

北柏駅周辺が生活拠点として十分な機能を担えるような施設の誘導を目的に、事業手法の検討や、皆様よりご回答いただいたアンケート結果を参考とした施設の検討等について、関係権利者の皆様と柏市で勉強会を行ってきました。

現在も募集条件の詳細について検討中ですが、主にスーパー等商業施設を核とした施設の誘導を募集条件として、令和3年度に事業者の募集を予定しています。 具体的な募集内容については次号の区画整理だよりでお知らせする予定です。



地区内で、土地の取引や建築等を行う際には

【権利の変動】

- 所有権や借地権等の権利について、**異動や変動、消滅**があった場合は「権利の異動届」、「住所等の変更届」の提出をお願いします。
- **土地の分筆、合筆**を行う際は、事前に必ずご連絡ください。

【建築行為等の制限】

土地区画整理事業施行地区内の建築行為等については、土地区画整理法に基づく**許可申請**が必要です。

また、当地区においては、都市計画法に基づく**地区計画**が定められておりますので、以下の工事を計画されている場合は、着工前に必ずご相談ください。

- 建築物の新築、改築もしくは増築を行う場合
- その他工作物を設置する場合
- 盛土、掘削など土地の形質の変更を行う場合

その他、事業に関するご相談やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ
〒277-0831 柏市根戸 1854-8
柏市 都市部 北柏駅周辺整備課
電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850
E:mail:kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp